

税のミニ通信

新しいポイント還元制度 「マイナポイント」が始まる。

1 マイナンバー制度の概要

マイナンバーは、社会保障・税・災害対策の分野で効率的に情報を管理し、複数の機関が保有する個人の情報が同一人の情報であることを確認するために活用されます。

制度の導入ポイントは、国民の利便性の向上、行政の効率化、公平・公正な社会の実現のための社会基盤です。

平成27年10月以降、マイナンバーが通知されスタートしました。

2 マイナポイントが始まる

本年9月から、マイナンバーカードを活用した消費活性化策「マイナポ

イント」が始まります。

ポイントを受け取るためにはマイナンバーカードの取得が必要です。まだ持っていない場合は、この機会に取得しておくこと今後展開されるマイナンバーカードの新たな活用法にも対応できるようにあります。

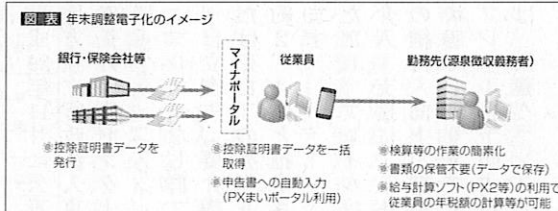
3 マイナンバーカードで経理事務が省 力化される。

「自宅にいながら申請でき、早く給付金を受け取れる」ことから、特別定額給付金のオンライン申請を目的にマイナンバーカードの取得は急増しましたが普及率は決して高くありません。しかし今後、このようなマイナンバーカードを活用したオンラインによる手続きが広まります。

本年10月以降には、**年末調整手続きの電子化**が予定されています。マイナンバー（マイナンバーカードでログインするポータルサイト）を活用することで、控除証明書等の必要書類のデータを一括取得し、各種申告書へ

の自動入力が可能となりま

す。
従業員にとつては、控除証明書等の内容を控除申告書に手作業で入力する手間が省け、経理担当者とって検査等の作業が簡素化され、書類の保管も不要（データで保存）になります。



来々年1月以降には所得税確定申告でも、控除証明書等の一括取得ができるようになる予定です。

来々年3月以降には、マイナンバーカードが健康保険証としても利用可能になる予定です。

4 マイナポイントで最大5,000円分の ポイントを付与

マイナンバーカードを活用したポイント付与制度「マイナポイント」も9月から始まります。

本年9月から令和3年3月末の間に、自分で選択したキャッシュレス決済でチャージ又は買い物をすることで、

チャージ額又は購入額の25%（上限5,000円分）が当該決済サービスのポイントに付与されます。

なお、マイナポイント事業では、小売店等は加盟店登録等の対応は必要ありません。

5 マイナンバーカードには有効期限がある。

(1) 交付開始直後に取得した人は注意！

マイナンバーカードの有効期限は発行してから10回目（20歳未満は5回目）の誕生日まで、署名用電子証明書及び利用者証明用電子証明書は、発行から5回目の誕生日までです。本年はマイナンバーカードの交付が開始されてから5年目の年なので、交付開始直後にマイナンバーカードを取得した人は、電子証明書の有効期限を確認しておきましょう。

(2) 電子証明書搭載の有無にも注意！

取得時から電子証明書が無効になっている場合があることにも注意が必要です。マイナンバーカードの申請時に、2種類の電子証明書について「搭載を希望しない」としていた場合は、電子証明書が無効になっています。

（マイナポイントについては総務省HPを参照してください）

（当原稿はTKC事務所通信

2020年9月号より参照）

吉田源吾税理士事務所
税理士 吉田源吾

いわき市平字愛谷町3-1-1
TEL:0246-38-3630
FAX:0246-22-1782
携帯:090-4011-9384